

## 魚津市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針

### 1 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間、研究修養により資質能力を高める時間が不足し、教員がその使命と職責を十分に全うできなくなる状況が生じている。

本市では、場合によっては「子どものためであれば長時間勤務もよしとする」教員の働き方により、きめ細かい教育を維持している現状である。そのような働き方が、時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務と変わりはなく、今後も子どもたちがより充実した教育を受けるためには、教員の業務を行う時間を管理するとともに、業務の精選、効率化を図り、教員が子どもたちに向き合う時間、研究修養のための時間を確保し、教員が心身ともに健康で、教員の使命、職責を十分遂行できる環境を整備することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、国は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)の一部を改正し、給特法第7条第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(以下「指針」という。)を定めた。

魚津市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)は、この指針の定めるところにより、「魚津市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」(以下「方針」という。)を策定し、市立小中学校の教育職員が心身の健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、児童生徒に対してより充実した教育を実践することができるよう、教育職員の勤務時間の上限と市教育委員会が講ずべき措置等を定めるものである。

### 2 本方針の対象者

市立小中学校に勤務する教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員)を対象とする。

### 3 勤務時間の上限の目安時間

#### (1) 方針において対象となる「勤務時間」の考え方

教員の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮し、いわゆる「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、本方針においては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるアイの時間を加え、ウエの時間を除いた時間を在校等時間とする。

なお、イについては、当該教育職員の自己申告に基づき加えるものとする。また、ウについては、当該教育職員の自己申告に基づき除くものとする。

- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として校長が外形的に把握する時間
- イ テレワーク（情報通信技術を利用して行う学校外勤務）の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- エ 休憩時間

(2) 上限の目安時間

- ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。）45時間
- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合においては、3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

4 教育委員会が講ずべき措置

- (1) 労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、校長は、教育職員が在校している時間について、グループウェアシステムにより客観的に計測すること。また、校外や土日、祝日などにおいて職務に従事している時間についても、出張何や部活動記録簿等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々把握すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意すること。
  - ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
  - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
  - エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
  - オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
  - カ 必要に応じて、医師等による助言・指導を受け、又は教育職員に医師等による保健指導を受けさせること。

- (4) 方針を踏まえた小中学校における取組の実施状況を把握すること。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、小中学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (5) 方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く方針の周知を図ること。

## 5 留意事項

### (1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

### (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。